令和８年度 高遠町諸町 特定空家等解体工事　　解体工事特記仕様書

Ⅰ．解体工事概要

１．工事場所　　伊那市高遠町西高遠２２６番地ほか

２．敷地面積　　158.53㎡

３．工事種目　【１】．取りこわし
１）既存施設
イ．住宅　　取りこわし一式
構　造　１階：鉄骨造、２・３階：木造
規　模　地上３階
建 面 積　144.61 ㎡　（国有財産法による）
建築面積　144.61 ㎡　（建築基準法による）
延べ面積　283.34 ㎡　（国有財産法及び建築基準法による）
~~ロ．屋外掲示板　取りこわし一式~~
~~ハ．囲障　取りこわし一式~~
ニ．帳壁　取りこわし一式
~~ホ．舗装　取りこわし一式~~
~~ヘ．屋外排水設備　取りこわし一式~~
~~ト．樹木　伐採・抜根一式~~
~~チ．屋外電気設備　取りこわし一式~~
~~リ．屋外機械設備（切りまわし工事含む）　取りこわし一式~~

【２】．工作物
~~１）石垣　移設一式~~
~~２）囲障　解説一式~~

【３】．外構
~~１）舗装（縁石とも）　改修一式~~
２）屋外排水設備　改修一式

４．指定部分　・有　・無　対象部分（　　）
指定部分工期　　年　月　日

５．工事範囲
※「３．工事種目」すべてを工事範囲とする。
・「３．工事種目」のうち、下記の工事内容は別途工事とする。

Ⅱ．　解体工事仕様

１．共通仕様

（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下、「解体共仕」という。）下記仕様書等のうち、○をはけたものを適用する。
○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「標準仕様書」という。）
○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
○公共建築木造工事標準仕様書（最新版）（以下、「木造標準仕様書」という。）

２．特記仕様

（１）項目は、◉印の付いたものを適用する。
（２）特記事項は、◉ 印の付いたものを適用する。・ 印のみの場合は適用しない。
◉ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◉ 印と ◎ 印の付いた場合は、共に適用する。
（３）特記事項に記載の〈　　〉内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の〔　　〕内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の〈木　〉内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	１．電気保安技術者	※適用する　・適用しない　〈1.3.3〉
	２．施工条件明示事項	※見積要項書による　〈1.3.6〉
	３．引き渡しを要するもの	※引渡しを要するもの　〈1.3.10〉 名　称 / 仕　様　等 / 備　考 ・現場説明書による
	４．解体工事施工技師	本工事を適切に施工管理するため、解体工事施工技師の選任等に配慮すること
	⑤ 石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（　　） ・分析による石綿含有建材の摘要 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 材料名 / 定性分析方法（JIS A 1481-1）または（JIS A 1481-2） / 定量分析方法（JIS A 1481-3）、（JIS A 1481-4）または（JIS A 1481-5） ・（箇所）/ ・（箇所） ・（箇所）/ ・（箇所） ・（箇所）/ ・（箇所） サンプル数　1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・図示による
	⑥ 施工数量調査	〈1.5.2〉 ・行う　調査箇所　※図示による　◉廃棄物全般 調査方法　※図示による　◉種類、数量 ・行わない

章	項　目	特　記　事　項
2 仮設工事	① 足場その他	足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月24日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドライン別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。
	② 騒音・粉じん等の対策	〈2.2.1〉 ・防音パネル　（足場等の設置範囲及び高さ　※図示　・　　） ◉防音シート ・
	③ 監督員事務所	〈2.3.1〉 ・既存建物内の一部を使用する　・構内に設置する　※設けない 規模及び仕上げの程度は現場説明書による
	④ 工事用水	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	⑤ 工事電力	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
3 解体施工	１．浄化槽、排水槽等	汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置　〈3.2.1〉 ・行う　・行わない
	２．杭の解体	〈3.9.2〉 ・行う　・行わない 杭の解体工法 ・引抜き工法 引抜いた杭の処理（※図示による　・　） ・破砕による解体
	３．樹木等	樹木の伐採抜根及び移植　〈3.11.1〉 ・行う（※図示による　・　）
	４．地下埋設物・埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体　〈3.12.1〉 ・行う（※図示による　・　）
	５．設備機器等	解体事前処理（油類タンク）　〈3.2.1〉 ・機械設備図による ・下記による ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） 冷媒を屋外機にポンプダウンした後撤去を行う機器 ・機械設備図による ・ 冷媒を回収した後撤去を行う機器 ・機械設備図による ・
	６．屋外設備等	電柱の撤去　・行う（※図示による　・　）　・行わない　〈3.10.1〉 外灯の撤去　・行う（※図示による　・　）　・行わない
	⑦ 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　〈3.13.1〉 ◉行う 整地高さ ◉現状ＧＬ　・図示による 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類　◉前規程の建設発生土の中の良質土　・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない 表層の砂利敷き　(22.9.2) ※行わない ・行う（・砂利敷き　B種）
4 建設廃棄物の処理	③ 再資源化等（再資源化及び縮減）	〈4.4.1〉 建設廃棄物の種類 / 備　考 ◉コンクリート ◉コンクリート及び鉄から成る建設資材 ◉木材 ・アスファルトコンクリート ◉金属類　~~※引き渡しとする~~ ・鉛蓄汚泥 ・小形二次電池 ・蛍光ランプ及びＨＩＤランプ ◉塩質塩化ビニル管及び継手 ・ガラス ・木材（縮減） ・ 中間処理施設又は再資源化施設は現場説明書による
	２．再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	〈4.4.1〉 廃棄物の種類 / 数量 / 備　考
	３．産業廃棄物広域認定制度の活用	〈4.4.2〉 廃棄物の種類 / 備　考
	④ 最終処分する建設廃棄物	〈4.4.3〉 廃棄物の種類 / 備　考 ◉ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板　※安定型　・ ◉陶石膏ボード　※管理型　・ 処分場は現場説明書による
5 特別管理産業廃棄物の処理	① 施工調査	※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。　〈5.1.2〉 (1)特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2)特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3)調査結果は調書にまとめ、監督職員に提出する。
	② 分析調査	〈5.1.2〉 分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類 / 採取する部位・箇所数 / 備　考 ・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定） / 部　位　・図示による　箇所数：　箇所 ・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定） / 部　位　・図示による　箇所数：　箇所 ・ / 部　位　・図示による　箇所数：　箇所 ・ / 部　位　・図示による　箇所数：　箇所 ・PCB 含有シーリング分析調査　〈5.4.1〉 ・現場説明書による ・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査　〈5.4.1〉 ・ ・絶縁油のPCB含有量の分析調査 ・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中の微量ＰＣＢに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。 ・ダイオキシン類のサンプリング調査　〈5.4.1〉 ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日付基発第401号）」により行う。
	③ 特別管理産業廃棄物の処理	〈5.4.1〉 特別管理産業廃棄物の種類 / 備　考 ◉陶石綿等 ◉ＰＣＢを含む機器類 ◉ＰＣＢ含有シーリング材 ・廃油 ・廃銀/廃アルカリ ・ダイオキシン類 ・ ・処理施設は現場説明書による
	④ PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類　〈5.4.1〉 ・
	⑤ PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材	◉除去処理工事　〈5.4.1〉 除去範囲　※図示による 撤去方法　◉「標準施工要領書（日本シーリング工事業共同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による
	６．ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体　〈5.4.1〉 解体方法 ・ 処分方法 ・
6 石綿含有建材の除去及び処理	① 石綿含有建材の除去工事	〈6.1.3〉 ・石綿粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点 適用 / 測定名称 / 測定時期 / 測定場所 / 測定箇所数（各施工箇所ごと） ・ / 測定 1 / 処理作業前 / 処理作業室内 / ・計　点 ・ / 測定 2 / 処理作業中 / 隣室対象室外部の付近 / ・計　点 ・ / 測定 3 / 処理作業室内 / ・計　点 ・ / 測定 4 / セキュリティーゾーン入口 / ・計　点 ・ / 測定 5 / 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） / ・出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 ・計　点 ・ / 測定 6 / 処理作業室外 ・施工区画周辺 ・駐地境界 / ・計　点 ・ / 測定 7 / 処理作業後（シート養生中） / 処理作業室内 / ・計　点 ・ / 測定 8 / 処理作業後シート撤去後 / 処理作業室内 / ・計　点 ・ / 測定 9 / 撤去後1週間以降 / 調査作業室外部の付近 / ・計　点 測定方法 ・自動測定器による測定 測定名称 / 測定方法 ・測定 4 / 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 ・測定 5
7 特殊な建設副産物の処理	１．施工調査	〈7.1.3〉 分析調査を行う特殊な建設副産物の種類 / 採取する部位・箇所数 / 備　考 部　位　・図示による　箇所数：　箇所 部　位　・図示による　箇所数：　箇所 部　位　・図示による　箇所数：　箇所 部　位　・図示による　箇所数：　箇所
	２．回収及び処分	〈7.3.1〉 回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類 / 備　考 ・フロン ・建材用断熱材フロン ・ハロン ・イオン化式感知器 ・六ふっ化硫黄（SF6）ガス ・ＰＦＯＳ（ﾍﾟﾙﾌﾙｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾎﾝ酸） ・特定化学物質（　　） ・その他の特殊な建設副産物（　　） 回収又は処分 ・機械設備図による ・
	３．リフラクトリーセラミックファイバーの処理	除去処理対象物　・ 除去対象範囲　・図示による」・ 除去方法　・図示による 処分　・埋立処分（安定型最終処分場）

・JIS K 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・測定 4	25	5	30
・測定 5	47	10	120
・測定	47	10	240
・測定			

〈6.3.1～3〉〈6.4.1～4〉〈6.5.1～4〉

・石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲　・図示による　・
除去工法　※解体共仕6.3.2による
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

・石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去
除去対象範囲　・図示による　・
除去工法　・破砕して除去　・手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去
除去対象範囲　・図示による　・
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分(安定型最終処分場)
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種)の除去
除去対象範囲　・図示による　・
隔離養生（負圧不要）方法　・ビニールシート等による養生を行う　・
足場　・図示による
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
・埋立処分(安定型最終処分場)
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

・石綿含有建築用仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
除去対象範囲　・図示による　・
着工前の試験施工　※行う　・行わない
除去工法
・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
・集じん装置併用手工具ケレン工法
・集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
・集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
・剥離剤併用超音波ケレン工法
・剥離剤併用手工具ケレン工法
・剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
・剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
・超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）

除去した石綿含有建築用仕上塗材の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

工事名	令和８年度 高遠町諸町 特定空家等解体工事	年月日 2026.10.26
図面名称	解体特記仕様書（１）	図面番号 T-01

伊那市

8 周辺建築物等調査

1．周辺建築物等調査

調査

調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。

（一般的事項調査）

1　事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

一　建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係
二　建物ごとに実測による間取り平面及び立面
三　建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所
　現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。
四　その他調査書の作成に必要な事項

（事前調査）

1　受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

一　基礎
二　軸部
三　開口部
四　床
五　天井
六　内壁
七　外壁
八　屋根
九　水回り
十　外構

2　建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一　傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。
二　コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。
三　基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3　軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一　原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で３箇所程度計測する。
二　柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から１メートルの高さの点とする。
三　敷居の傾斜の計測位置は、柱から１メートル離れた点とする。
四　計測の単位は、ミリメートルとする。

4　開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一　原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき１箇所程度とし、全体で５箇所程度を計測する。
二　測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。
三　建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
四　計測の単位はミリメートルとする。

5　床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一　えん甲張張り等の居室（敷居の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
二　床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
三　束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。

6　天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。

7　内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一　居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき１箇所、全体で６箇所程度計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。

8　内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一　原則として、すべて亀裂の計測をする。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
三　亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。

9　外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一　四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から２箇所程度を計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。

10　屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。

一　仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
二　計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。

11　水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

一　浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第８項に準じて行う。
二　給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。

12　外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前１１項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。

（写真撮影）

1　事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。
　撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
（１）調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名
（２）損傷名及び損傷の程度（計測）
（３）撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

（事後調査）

1　受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度の調査を行うものとする。
2　事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

調査書の作成

受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。

（事前調査書及び図面）

一　調査区域位置図
二　調査区域平面図
三　建物等調査一覧表
四　建物等調査書（平面図・立面図等）
五　損傷調査書
六　写真集

（事前調査書及び図面の作成）

一　調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
二　調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
（１）調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
（２）縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
三　建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が２棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。
四　建物等調査図（平面図・立面図等）は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
（１）建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
（２）建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
（３）その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
（４）工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
五　損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに監督等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
六　写真は、撮影したものをカラーサービス判で 印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。

（事後調査書等の作成）

1　受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。

建物等調査一覧表

番号	建物用途（共同住宅戸数）	規模・構造	延べ床面積	調査範囲	備考
1				・外部　・内部　・外構	
2				・外部　・内部　・外構	
3				・外部　・内部　・外構	
4				・外部　・内部　・外構	

※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う
※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う

調査区域平面図

9 その他

1．工事現場の環境改善

工事現場のイメージアップ
・ 仮囲い周辺の美化
地域住民への情報提供
・ 情報掲示板の設置　　・ パンフレットの作成
住民に対する災害防止関係
・ 現場出入口周辺への誘導員の配備

2．産業廃棄物の取扱い

産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること
（ｉ）搬出された産業廃棄物の処理状況記録
① 処理の全部又は一部を委託した場合
ア　収集運搬車両ごとの産業廃棄物管理票（以下「マニュフェスト」という。）A票、B2票、D票及びE票（建Ｅの場合は84票を加える。）の写し、建設廃棄物処理委託契約書の写し並びに
イ　最終処分場の案内図及び処分状況の写真（中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真）
② 請負者が自ら処理した場合
ア　マニュフェストに準じた解体材の種類ごとの数量集計表
イ　最終処分場の案内図及び処分状況の写真（中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真）
③ 特別管理産業廃棄物の場合
①又は②に準ずる。ただし「産業廃棄物管理票」を「特別管理産業廃棄物管理票」と読み替える。
（ii）産業廃棄物の再資源化実施状況記録
再生資源利用促進実施書に記載する事項
発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、運搬距離、搬出先の積載等
（iii）写真
① 工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真
② 仮設物、安全措置状況及び工程写真（除去作業状況、埋設配管等及び基礎部は入念に撮影すること。
③ 使用機械類
④ 産業廃棄物収集運搬車両への積込時及び積降し時の写真
⑤ しゅん工時の全景写真（着手時と同一アングルとする。）
⑥ その他監督職員の指示による

3．騒音、振動調査

調査の有無　　※無　　・有
調査方法については設計図書による

4．土壌調査

調査項目　　・土壌調査　・土壌調査（含有量試験）　・ﾌﾙｵﾛﾙｶｾﾝ抽出試験　・廃棄物含有調査
土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。調査箇所については設計図書による。

5．官公庁その他への届出手続き等

（1）工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。
（2）前項に規定する届出手続き等を行うにあたっては、届け出内容についてあらかじめ監督員に報告すること。

6．疑義に関する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督員と協議する。

7．文化財その他の埋蔵物

工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の処置については、監督員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保持する。

8．埋蔵文化財調査

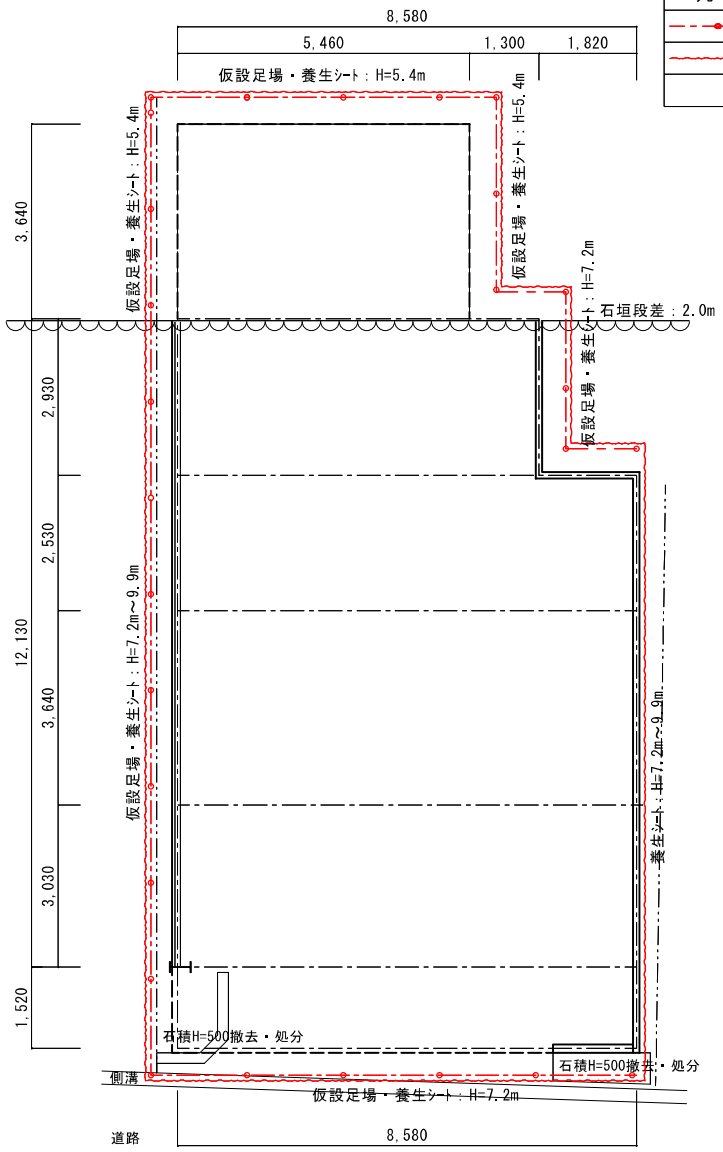
「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当　　・該当する　　・該当しない
掘削作業時の教育委員会等の立会い　　・有　　・無
埋蔵文化財調査の時期　　・解体工事終了後　　・解体工事中

伊那市

工事名	令和８年度 高遠町諸町 特定空家等解体工事	年月日 2026.10.26
図面名称	解体特記仕様書（２）	図面番号 T-02

工事概要		
工事場所	伊那市高遠町西高遠２２６番地ほか	
建物概要	床面積（㎡）	構造
１階	111.78	鉄骨造（基礎：ＲＣ造）
２階	118.62	木造（基礎：Ｃ造）
３階	52.94	木造
合計	283.34	
外部仕上表		
外壁	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ、ﾓﾙﾀﾙ塗り吹付、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	
屋根	ｺﾛﾆｱﾙ葺き、ｶﾗｰ鋼板葺き	

凡　例	
	仮設足場：くさび式足場
	養生シート



配置・仮設計画図　S=1/100

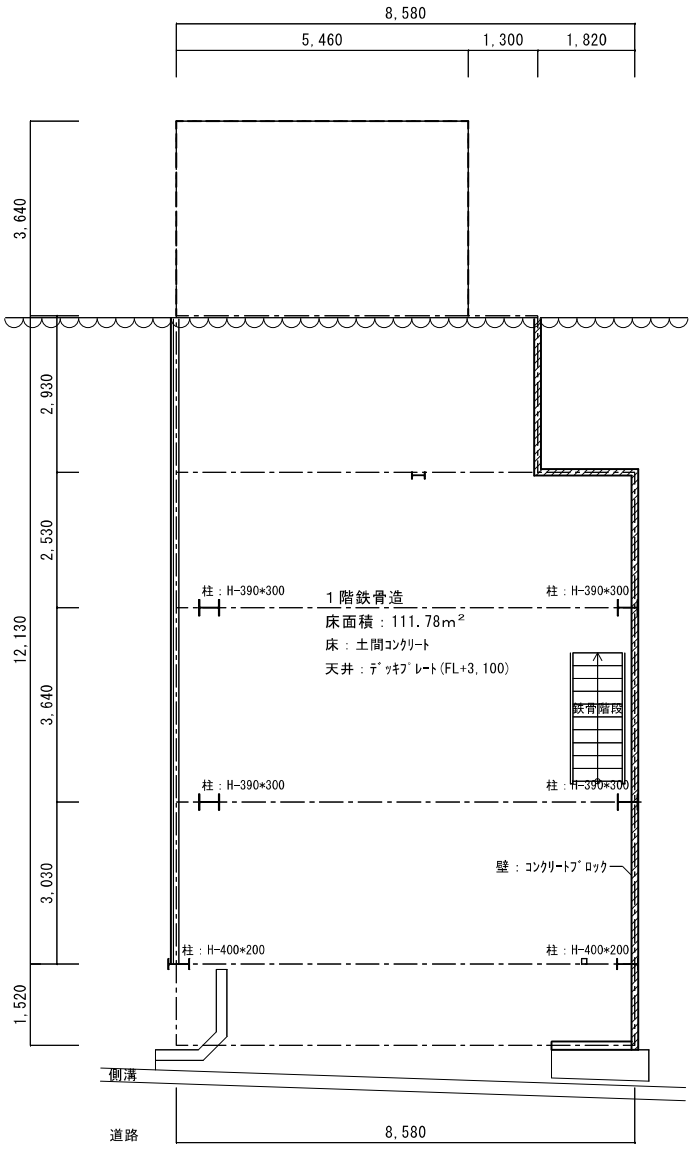
特記事項

作製 2026. 10. 12

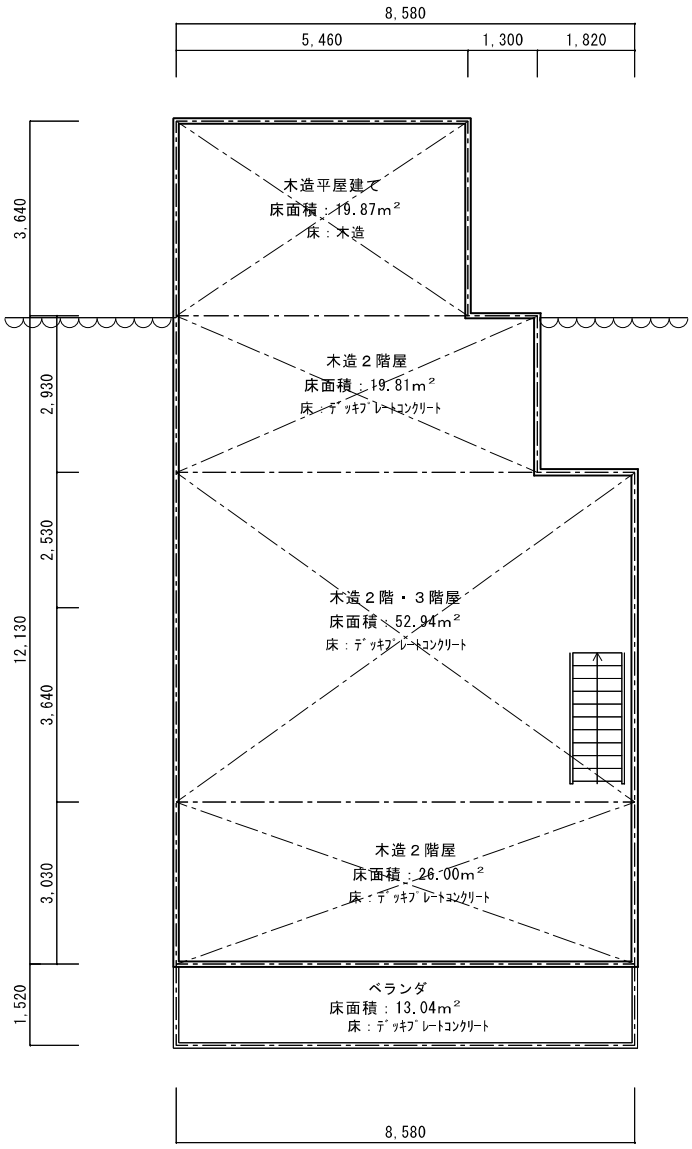
工事名	令和８年度 高遠町諸町 特定空家等解体工事		
図面名	工事概要 付近見取図　配置・仮設計画図	縮尺：A3版 1/100	伊那市　建設部　都市整備課

A - 01

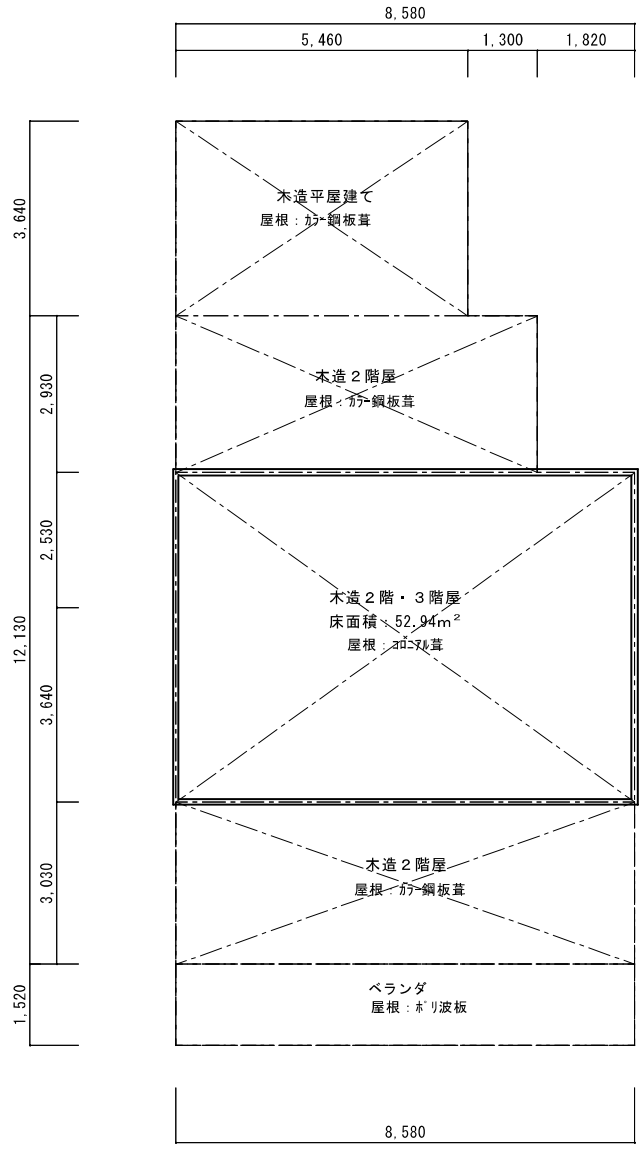
A3版：100%



1 階 平 面 図　　S=1/100



2 階 平 面 図　　S=1/100



3 階 平 面 図　　S=1/100

特記事項

作製 2026. 10. 12	工事名 令和８年度 高遠町諸町 特定空家等解体工事		伊那市　建設部　都市整備課
	図面名　平　面　図	縮尺:A3版 1/100	A - 02

A3版:100%